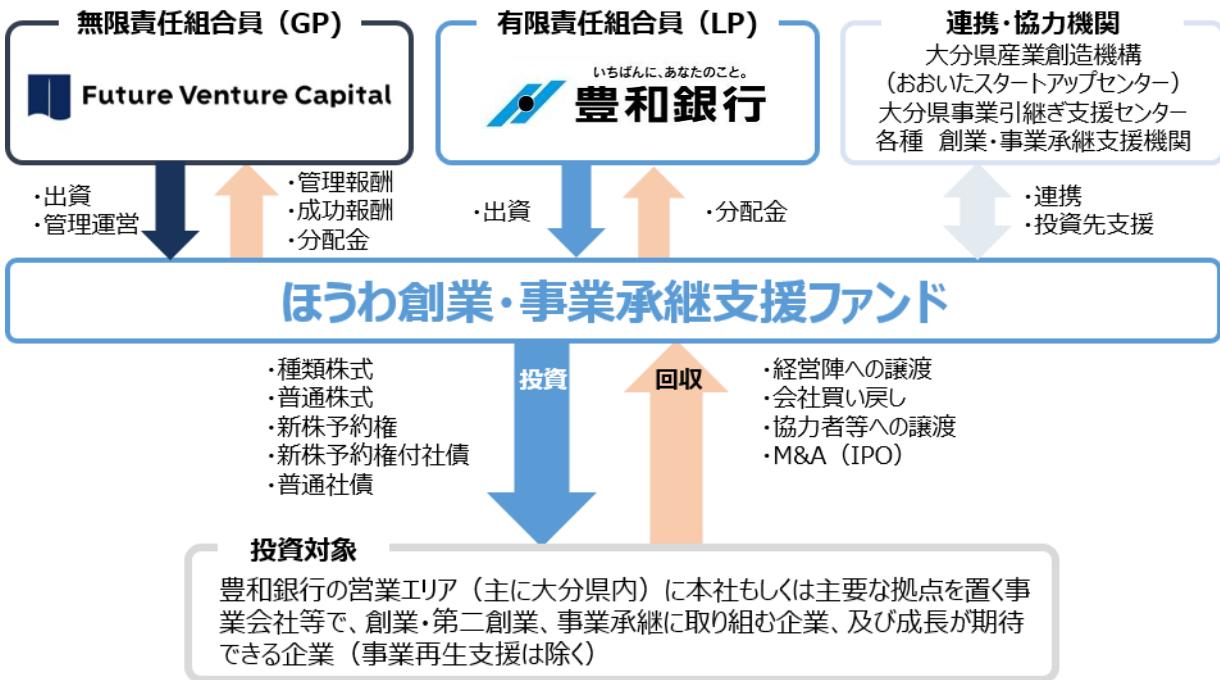


ファンド概要

- ファンド名称 ほうわ創業・事業承継支援投資事業有限責任組合
- 無限責任組員 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 (JASDAQ上場)
- 設立日 2020年6月22日
- 存続期間 設立日より8年間
- ファンド総額 300百万円
- その他 経営者様の意欲と事業の成長力が示される事業計画が投資審査において重要となります。 ※株式上場を前提としていません。
当ファンドから対象企業への払込には、豊和銀行の口座開設が必要となります。

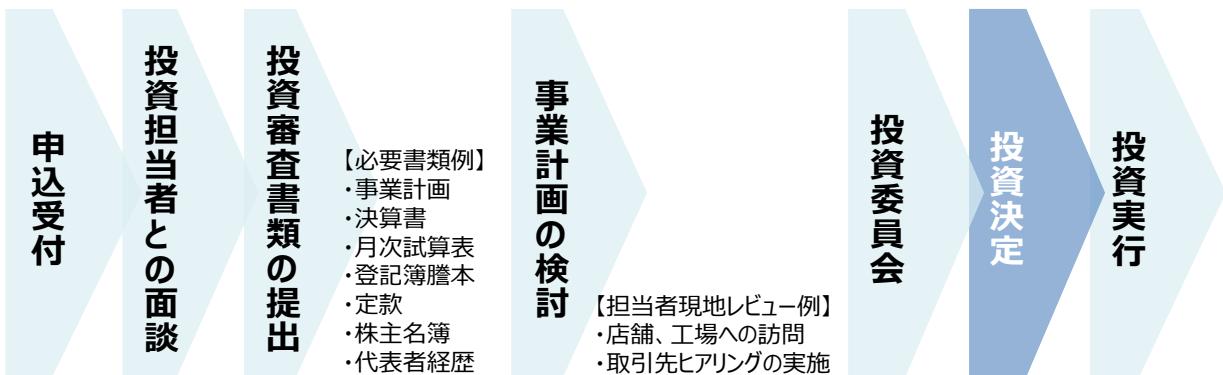


ほうわ創業・事業承継支援ファンド



ご利用の手続き

受付から投資委員会開催まで、3ヵ月程度の期間を要します。
投資決定後、投資実行に要する期間は、各企業側で必要となる手続きにより異なります。



問い合わせ先

まずは、下記のいずれかへご相談ください。(土日祝日を除く9:00~17:00)

- 豊和銀行 ソリューション支援部
(大分市王子中町4番10号)
Tel: 097-534-2613 / E-mail: solution@howabank.jp
- フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 投資本部投資2部
(京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659 烏丸中央ビル 4F)
Tel: 075-257-6656 / E-mail: t-honda@fvc.co.jp

ファンドの支援機能

連携協力機関と共に支援を行います。

- ビジネスマッチング
- 資金調達支援
- 産学連携
- 各種経営相談

活用方法は
中面を
チェック!

創業・第二創業をご検討の方

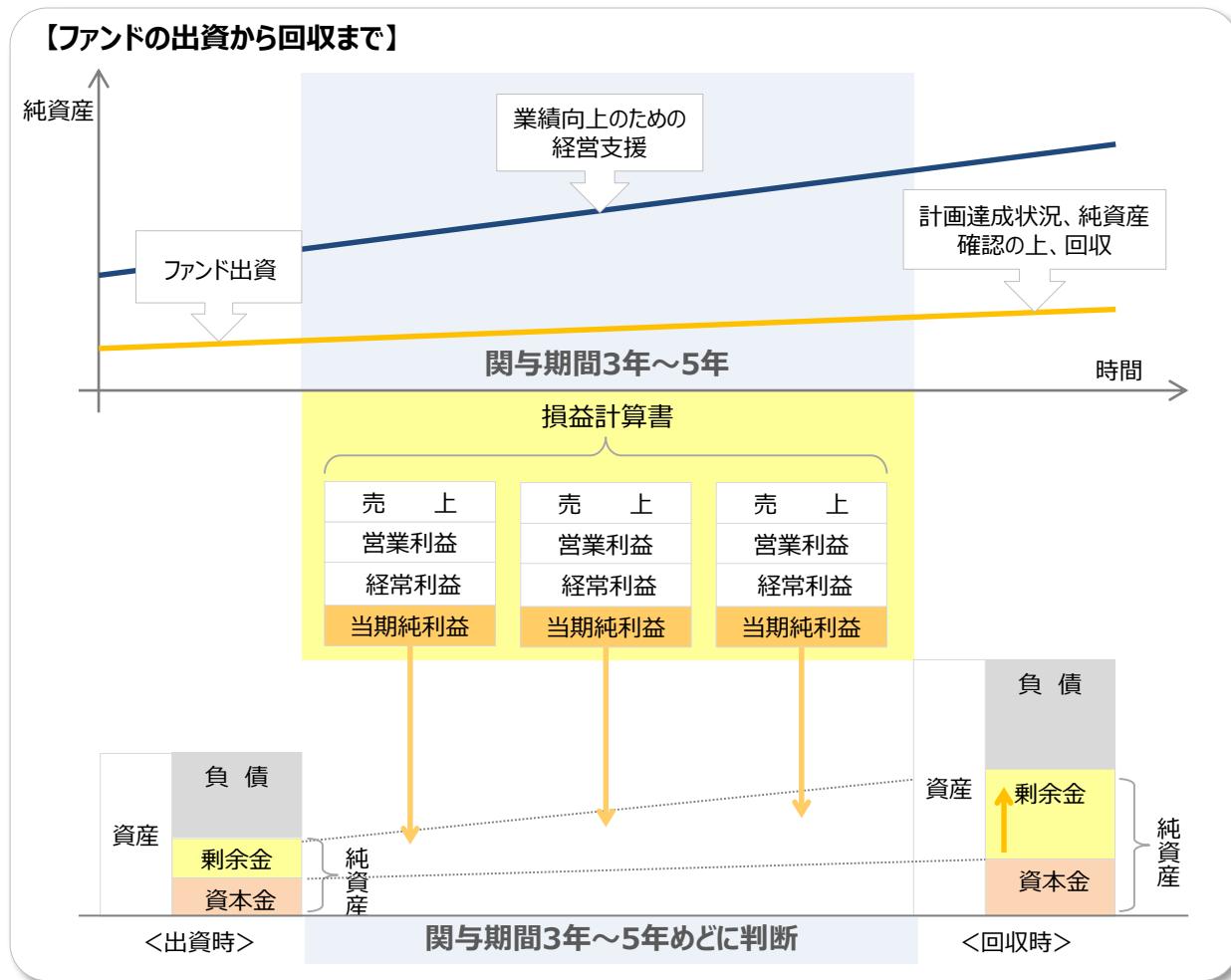
創業初期の資金面、経営面など経営者のあらゆる悩みをサポートします。

「資金調達や、営業での新規取引において、企業としての信頼性を向上したい。」

● 資本金の増加により経営基盤が強化され、企業としての信頼性が向上します。

「法人化、事業拡大にあたり、外部の専門家の意見をいろいろ聞いてみたい。」

● 会社設立時や事業立ち上げに必要な経営ノウハウ等の助言を受けられるほか、各種経営支援サービス（産学連携、ビジネスマッチング、公的支援等紹介）が受けられます。



■ 対象企業

対象地域内※に本社又は拠点を置き、原則として会社設立予定者または設立から5年以内の企業、又は、既存事業とは別に、新分野への進出、業態転換等に取り組む企業

（個人事業者については株式会社化した上で投資を行います。）

※豊和銀行の営業エリア内となります。詳しくは、お問い合わせ時にご相談ください。

■ 投資手法

【投資方法】 種類株式、普通株式、新株予約権、新株予約権付社債、普通社債

【投資金額】 目安として、1社あたり5～30百万円程度

■ 資金使途

事業資金全般（設備資金に限らず、人件費等幅広い使途に活用いただけます。）

■ 投資回収方針

株式上場は前提としていません。事業計画の達成状況を踏まえ、ファンドが保有した株式の譲渡を行います。譲渡相手は経営者による株式の買い取り、自己株式の取得※、取引先への譲渡などが想定されます。

※企業が過去に発行した株式を買い戻すことです。配当と同様、株主還元のひとつの方策として利用されます。

事業承継をご検討の方

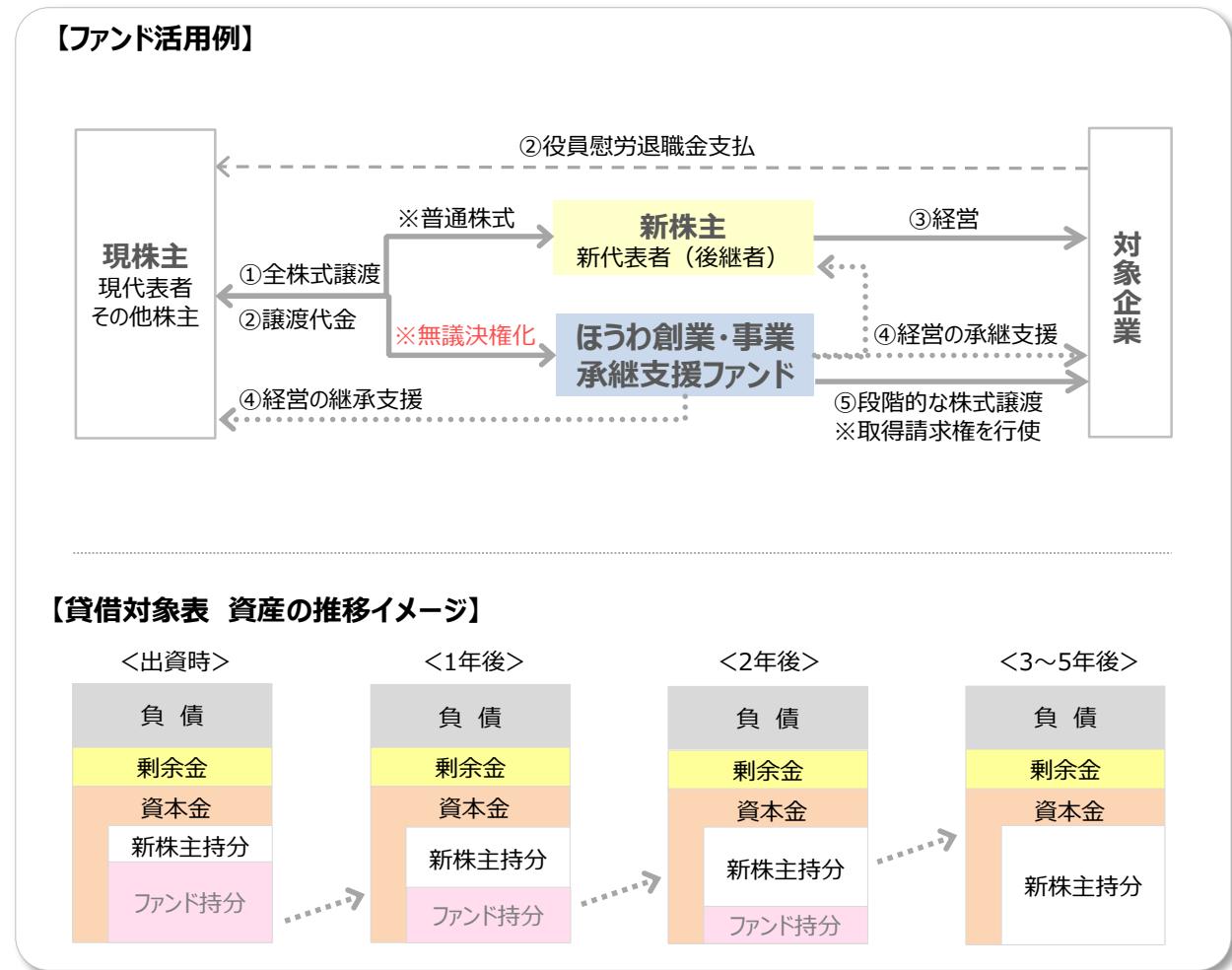
「株式の承継」と「経営の承継」を、後継者への負担を抑えて実現をサポートします。

「株式を譲りたいが、後継者の資金準備が思うようにいかず困っている。」

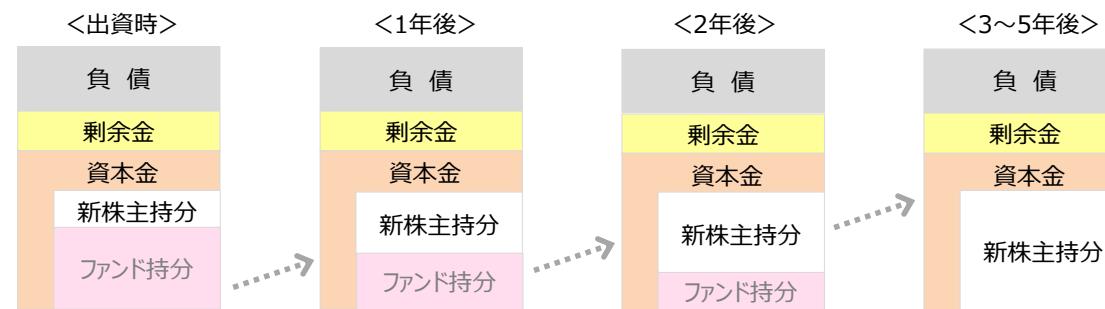
● 現代表者（現株主）の株式を一時的にファンドが譲り受け、事業承継計画に応じて段階的に譲渡を行います。なお、ファンドが株式を譲り受ける際には無議決権株に転換を行いますので、経営権に影響を与えることはありません。

「後継者に経営ノウハウ、人脈などを引き継いで行くことに時間がかかる。」

● ファンドが株主となることで、出資者、連携協力機関から各種経営支援を受けることができます。



【貸借対象表 資産の推移イメージ】



■ 対象企業

対象地域内※で事業承継に取り組む中小企業者（株式会社、特例有限会社）

※豊和銀行の営業エリア内となります。詳しくは、お問い合わせ時にご相談ください。

■ 投資手法

【投資方法】 種類株式、普通株式

【投資金額】 目安として、1社あたり30百万円～60百万円程度

■ 資金使途

主に株式譲渡代金（現株主から株式を譲り受ける際には、ファンドから現株主に資金が渡り、会社を介しません。）一部、事業資金も検討可能（後任の代表者がお考えの事業計画に必要な資金を想定しています。）

■ 投資回収方針

ファンドが保有した株式を、3～5年を目途に段階的に譲渡を行います。譲渡相手は対象企業の意向により、新代表者への譲渡、対象企業への譲渡（自己株式の取得）、パートナー企業など第三者への譲渡などが想定されます。